

# 東まつしまサポートファンド

## 募集要項

2016 年度

事業期間： 2016 年 10 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで  
助成金額： A. (組織助成) 立ち上げ・ステップアップ 上限 30 万円  
B. (事業助成) 交流や連携の場づくり 上限 10 万円  
申請締切： 2016 年 8 月 31 日 (必着)

---

---

公益財団法人地域創造基金さなぶりは、はじめての地域型のファンドを創設しました  
～地域に必要なこと、地域の人がよく知っている～

東日本大震災から 5 年が経過した東北、地域創造基金さなぶりは、これまで大震災の影響を受けた地域の復興と、まちづくりや支えあいのために資金提供を 3 県にて行ってきましたが、より住民の皆さんの暮らしに役立てるための取り組みを開始します。

地域の困りごと、地域に必要な取り組み、それは地域に暮らす住民、自治会、ボランティアグループや市民活動に携わる皆さんが一番よく知っていると考えています。その第 1 弾として、東松島市において地域の支えあいをさらに進めるためのファンドを創設しました。地域内外の皆さんからの寄付は東松島市の復興の推進に役立つだけでなく、寄付をした個人や企業も税制優遇を受けることができます。

初年度の今年は、以下の二つのテーマで公募をしますので、ぜひ応募ください。

- A. 地元で「何かしたい」グループの立ち上げやステップアップを応援します。
- B. 人が集まり、交流や連携がうまれる場づくりを応援します。

※A と B の両方に申請することはできません。

2016 年 7 月

東まつしまサポートファンド・事務局  
公益財団法人 地域創造基金さなぶり

## A. 地元で「何かしたい」グループの立ち上げやステップアップを応援します。

---

---

東松島市内の課題解決に取り組むために活動を始めること、そのためのグループや組織の立ち上げを応援します。また、活動を始めてみたけれどもなかなか思うように進められていない、次の展開が描きづらいグループ・団体のステップアップを応援します。

助成決定後、市民活動や組織づくりに詳しいアドバイザーが、皆さんのグループ・団体が抱えている課題について共に考え、改善のための計画づくりをサポートします。そのなかで出てきた組織づくりや活動を広げるためのアイデアの実現に上限30万円を助成します。そのうち10万円を上限に事業費として活用いただくこともできます。

※「B. 人が集まり、交流や連携がうまれる場づくり」への同時申請はできません。

### ■助成金を活用してできることの例

- 1) 組織立ち上げに必要なことを学ぶ勉強会実施や研修への参加
- 2) 活動内容を知らせ、仲間を増やすためのチラシやパンフレットの作成
- 3) 近隣地域の先行事例の視察
- 4) 日頃行っている事業の実施

### ■助成の対象となるグループ・団体

東松島市内で定期的に活動を行おうとするグループ・団体等で以下のいずれかに合致するもの。法人格の有無や活動実績は問いません。

- 1) 地元住民5名以上のグループ
- 2) 自治会、まちづくり協議会等
- 3) 地域のまちづくり等のために活動するグループ・団体
- 4) 高校生や若者が中心となって活動するグループ・団体
- 5) 1～4に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織  
※ 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること

### ■対象外の活動

- 1) 個人を対象とした活動
- 2) 1～2年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入や設置
- 3) 公営・仮設住宅等の個別住居部、共用部等、施設、設備等の改修・修繕など
- 4) 機材や物資の購入のみの活動 ※購入した資器材を用いるイベントや活動は対象とする。
- 5) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 6) 政治・宗教活動
- 7) 反社会的勢力が関与している活動
- 8) 寄付、基金の創設や充当

### ■助成の対象となる期間

2016年10月1日から2017年3月31日までの6か月間

この期間に実施される取組み、並びに発生する経費について助成金を充当することができます。

## ■助成金額

1 団体あたりの上限 30 万円

- ※ そのうち10万円までは団体の事業に活用していただくことができますが、残りの20万円の使い道については、助成決定後に、事務局が派遣するアドバイザーと相談のもと、資金を活用して行う計画を検討していただきます。計画づくりにあたっては団体の皆さんの希望を尊重して進めていきます。

## B. 人が集まり、交流や連携がうまれる場づくりを応援します。

---

---

東松島市内で行われる多様な人が集まる場づくりや住民の交流を図る取組みを応援します。場づくりとは、勉強会や講演会、ワークショップ、地域のお祭りなどのイベント、子どもの遊び場、サロンやお茶っこなどのことです。

- ※ 「A. 地元で「何かしたい」グループの立ち上げやステップアップ」への同時申請はできません。

## ■対象活動例

- 1) 地域の合意形成に向けた勉強会・講演会の実施
- 2) 地域の多様な人々が参加可能なお祭りなどのイベントの開催
- 3) 地域の住民があつまる場（お茶っ子やサロン）等の実施
- 4) 高校生や若者が地域において活動するもの

## ■対象外の活動

- 1) 個人を対象とした活動
- 2) 1～2年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入や設置
- 3) 仮設住宅等の個別住居部、共用部等、施設、設備等の改修・修繕など
- 4) 機材や物資の購入のみの活動 ※ 購入した資器材を用いるイベントや活動は対象とする。
- 5) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 6) 政治・宗教活動
- 7) 反社会的勢力が関与している活動
- 8) 寄付、基金の創設や充当

## ■助成の対象となるグループ・団体

東松島市内で定期的に活動を行おうとするグループ・団体等で以下のいずれかに合致し、1年程度の活動実績があるグループ・団体。

- 1) 地元住民5名以上のグループ
- 2) 市民センターや自治会、まちづくり協議会等
- 3) 地域のまちづくり等のために活動するグループ・団体
- 4) 高校生や若者が中心となって活動するグループ
- 5) 市民活動団体（任意団体含む）、特定非営利活動法人、一般社団法人等
- 6) 1～5に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織

- ※ 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること

備考1) 助成金額の設定に関連して、年間予算が小規模である組織が優先されることがあります。

備考2) 活動実績の起算は、申請時点で1年程度が経過しているかどうかで判断します。

#### ■助成の対象となる期間

2016年10月1日から2017年3月31日までの6か月間

この期間に実施される取組み、並びに発生する経費について助成金を充当することができます。

#### ■助成金額

1団体あたりの上限 10万円

対象となる費用の例：外部講師謝金、印刷製本費、旅費交通費、会議費、研修費、広報費、  
食材・材料費、活動に必要な資材の購入費など

申請団体スタッフへの報酬は2万5千円までとします。

## 申請方法（A・B共通）

---

---

申請にあたっては、**申請書記入例を参考に**申請書を作成のうえ、応募書類一式とともに事務局宛にお送りください。申請書の事務局への直接の持参による応募は受け付けておりません。申請するプログラム（AとB）によって、申請様式が異なりますのでご注意ください。

公募にあたり、下記の日程で説明会を開催しますので、申請をご検討される方は可能な限りご参加ください。

#### ▶ 公募説明会

①15:00～と②19:00～の内容は同じですので、ご都合のいい時間帯いずれかにご参加ください。

第1回 日時：2016年8月2日（火） ①15:00～16:30 ②19:00～20:30

場所：蔵しっくパーク（東松島市矢本字北浦25番地）

内容：東まつしまサポートファンドの概要説明と助成金申請に向けたミニワーク

第2回 日時：2016年8月24日（水） ①15:00～16:30 ②19:00～20:30

場所：東松島市コミュニティセンター（東松島市矢本字大溜1-1）

内容：東まつしまサポートファンドの概要説明と助成金申請に向けたミニワーク

#### ▶ 応募受付締切

**2016年8月31日（水）必着**

#### ▶ 必要書類

1. 申請書一式（指定様式：申請書、予算書、メンバー表）
2. 活動報告書、決算書や会計報告書など（プログラムAに申請される方は必須ではありません。）
3. チラシやパンフレット等活動がわかるもの

#### 4. 規約や定款など（あれば）

必要書類のデータは、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

公益財団法人地域創造基金さなぶり URL <http://www.sanaburifund.org>

※トップページから「支援を受ける／申請をする」をクリック

## 助成に係るスケジュール（A・B 共通）

---

---

### 【助成決定】

審査員による審査会をへて採否を決定し、9月下旬に各団体に電話・文書にて通知します。

助成が決定したグループ・団体の方には、助成決定後、手続きの説明などのためにお集まりいただくことを予定しています。

### 【助成金の支払】

活動の実施に関する覚書を締結の上、指定の口座にお振込致します。

### 【活動開始】

2016年10月1日以降の活動開始（助成金を充当した活動）が可能です。

「A. 地元で「何かしたい」グループの立ち上げやステップアップ」の助成決定団体には、10月1日以降に事務局との打ち合わせを設定させていただき、具体的な活動計画の相談を開始します。

### 【報告書の提出】

活動終了後1カ月以内に、所定の様式に基づいた報告書（簡易な会計報告を含む）と活動の様子が分かる写真（画像データ）をご提出いただきます。領収書は適切に保管・管理をお願いします。

## 申請書の提出先／お問い合わせ先（A・B 共通）

---

---

東まつしまサポートファンド 事務局

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町 1-2-23 桜大町ビル 303

TEL：022-748-7283 FAX：022-748-7284 E-mail：HSF@sanaburifund.org

お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：30～18：30